

【受付印】

支給支払決議書				
常務理事	事務長	係		不支給の場合
				○
支給決定日	年	月	日	
支給決定額(法定)	円	資格取得年月日	年	月
支給決定額(付加)	円	資格喪失年月日	年	月

支給決定日	年	月	日
支給決定額(法定)	円	資格取得年月日	年
支給決定額(付加)	円	資格喪失年月日	年

被保険者
家族

療養費支給申請書(はり・きゅう用)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者の 被保険者証の 記号番号	1 - 12345	氏名	健保 太郎		
	住所	大阪市西区京町堀1-3-17		生年月日	昭和 51 年 12 月 12 日	
	被扶養者にかかる 申請の時はその者の 氏名	家族の場合記入		生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	傷病名	腰痛症		発病または 負傷の年月日	令和 26 年 2 月 2 日	
	発病または 負傷の原因	(原因については各自が思い当たることをご記入ください) 寝室の掃除をしていたら腰が痛みだした		傷病の経過を 詳しく記入	整形外科を受診し、鍼灸を勧められ治療を始めた。経過順調だが通院中	
	第三者行為(交通事故・喧嘩等)による傷病ですか	はい	いいえ	届出の有無	ある・ない	
	施術を受けた 施術院の 名称	〇×鍼灸院		所在地	大阪市中央区備後町〇-〇-〇	
	施術者名	山田 華				
	施術日 (通院した日に○、 往療は◎)	対象月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15			
	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	〇 月				
施術に要した(立替 払いした)費用の額	金	〇,〇〇〇 円也	← 領収書の原本を必ず添付して下さい。			
受取 方法 (①②い ずれか記入)	①在籍中の方は、 会社へ委任して下さい		私は本申請に基づく給付金の受領について事業所代理人に委任します。 平成 30 年 5 月 〇 日 被保険者の氏名 健保 太郎			
②上記以外振込先を記 入して下さい。 (任継者は記入不要。登 録口座へ振込)	銀行 信金・信組 労金・農協	本店・出張所 支店・営業部	普通・当座			
口座 番号	退職された方は記入してください		()			
口座名義	()					
施 術 師 が 記 入 す る 欄	初療年月日	施術期間		施術日数	請求区分	
	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		日	新規・継続	
	傷病名および症状詳細	1.神経痛 2.リウマチ 3.頸腕症候群 4.五十肩 5.腰痛症 6.頸椎捻挫後遺症 7.その他 ()			転帰 継続・治癒・中止・転医	
	初検料	1.はり 2.きゅう 3.はりきゅう併用		円	摘要	
	施術料	はり	円×	回 =	円	
		きゅう	円×	回 =	円	
		鍼灸併用	円×	回 =	円	
	電療料	電気針	円×	回 =	円	
		電気温灸器	円×	回 =	円	
		電気光線器具	円×	回 =	円	
往療料	4Kmまで	円×	回 =	円		
	(加算 Km)	円×	回 =	円		
	合計			円		
施術日	通院○往療◎					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
上記の通り施術を行い、その費用を領収しました。						
証明日	年	月	日	住所	電話番号	
	はり師・きゅう師	氏名				
同意記録	同意医師氏名	住所	同意年月日	傷病名	要加療期間	

1. 「医師の同意書(原本)」を添付して下さい。また、6ヶ月を超えて引き続き施術を続ける場合は、再度医師の診察を受け同意書の交付を受ける必要があります

2. 「摘要」欄には往療を必要とした理由、施術に関する特記事項等を記入して下さい。

(注) 裏面に備考欄、【申請上の注意】

備考欄	
-----	--

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載して下さい。
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

【申請上の注意】

1. 標題の「被保険者」「家族」は、いずれか該当する文字を丸で囲んでください。
2. 申請書は暦月(1日～月末日)ごと1枚記入の上、「領収書(原本)」を添付して提出して下さい。
3. 初療および1年を超える再同意には、医師の診療と同意書の原本が必要です。
4. 医療機関を受診中の場合は、保険の適用外となります。
5. 通勤途上災害、業務上災害の場合は、労災保険からの給付があるため健康保険の給付対象とはなりません。
6. 鉛筆書き、記入漏れ、添付書類不備は受けられません。
7. 請求権は事実のあった日の翌日から起算して2年で時効となります。